## 議案第６１号　三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について

### １　改正の趣旨

中学校部活動の地域展開に伴う改正及び使用許可における禁止事項の字句の整理等を行うに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

### ２　関係法令

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）、その他関係法令

### ３　改正内容

(1) 許可しない施設の見直し【第４条関係】

特別教室（音楽教室、家庭科教室及び多目的室を除く）は目的外使用を許可しない施設としているところ、中学校施設においては、「校長が支障がないと認める施設」は許可できるものとする。

(2) 使用時間及び使用料の見直し【第８条、第５条別表関係】

使用時間は午前８時から午後１０時までとしているところ、中学校施設においては、午前７時から午後１０時までとする。これに伴い、午前７時から午前８時までの使用料を設定する。

(3) その他字句の整理等所要の規定の整備【第１１条、第１２条関係】

### ４　施行期日

令和７年７月１日

### ５　議案第５５号の撤回及び議案第６１号の提案について

議案第５５号で提案しました三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例は、中学校部活動の地域展開への対応、及び学校施設の使用許可における禁止事項の変更等を行うものでありましたが、福祉教育常任委員会におけるご意見を斟酌し、許可の禁止を定めた第１１条の規定を見直すことが適当であると判断し、当該議案の撤回を申し出たものです。

議案第６１号では、第１１条の許可の禁止事項に「飲酒又は酒類の提供を行うもの」の追記を行わず提案するものです。